

令和6年度 第2回 嶺南地域医療構想調整会議
若狭分科会

報告1

令和7年3月3日（月）19時30分～

今後の医療人材確保の主な取組みについて

- (1) 令和7年度における主な新規、拡充事業
- (2) 医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ
- (3) 原子力発電所立地地域の将来像に関する共創会議

医師確保修学資金貸与事業(拡充)

- ・地域医療に従事する医師を確保するため、福井大学医学部医学科推薦入試(地域枠)合格者に修学資金を貸与
- ・嶺南、丹南、奥越における医師確保をさらに推進するため、令和8年度から貸与人数を10人→15人に拡充

【地域枠修学資金の概要】

- ・貸与人数:毎年度10人(初年度の平成21年度のみ5人)
- ・貸与額:6年間合計10,796,800円
- ・返還免除:卒業後2年間は県内の臨床研修病院で勤務臨床研修後7年間は県内の指定医療機関で勤務
(原則として、福井・永平寺2年間、嶺南3年間、三国・あわら、奥越または丹南2年間)

嶺南地域医師確保・定着促進事業(新規)

- ・嶺南地域は、奥越や丹南に比べ医療資源が集中している福井市内と距離が遠く、地域内の医療体制充実が必要
- ・嶺南地域の医師確保と定着を図るため、同地域で継続的に勤務する医師に勤務期間に応じて奨励金を支給

【事業内容】

- ・対象者:嶺南の公立・公的医療機関に直接雇用され常勤として勤務する医師
(想定対象者:義務明け後の自治医・地域枠奨学生、嶺南へのUIターン医師、医局派遣指導医)
- ・貸与人数:毎年度最大3人
- ・奨励金額:就業1年経過1,000,000円 2年経過1,500,000円 3年経過2,000,000円
(3年間で最大4,500,000円)

医療機関における勤務環境改善支援事業(拡充)

- ・医療従事者の負担を軽減するため、これまで医療労務管理アドバイザーを派遣するなど働き方改革を支援
- ・これに加え、令和7年度から新たに子育て世代医師の勤務環境改善に取り組む医療機関を支援

【拡充する事業内容】

- ・支援対象：①産前・産後休暇、育児休業などを取得する子育て世代医師の代替医師雇用に係る経費
②子育て世代医師が育児サービス（院内保育を除く。）を利用する場合の経費
③短時間勤務制、出勤希望日制などを導入するための就業規則改正などに係る経費
- ・補助率：1／2
- ・補助上限：1医療機関あたり5,570,000円

勤務環境改善医師派遣等推進事業(新規)

- ・地域医療提供体制の維持には、救急医療等への対応により長時間労働をしている医師の負担軽減が必要
- ・こういった医療機関への医師派遣を促すため、派遣元の医療機関について逸失利益を支援

【事業内容】

- ・支援対象：時間外、休日労働時間が年720時間超の医師を雇用する医療機関に医師を派遣する病院
※地域医療勤務環境改善体制整備事業（特別事業も含む。）による支援を受けている場合は除く。
- ・補助率：10/10
- ・補助上限：常勤医師の派遣1人当たり15,000,000円／年（非常勤医師の場合は派遣日数に応じ、上限額調整）

看護師養成所学生確保重点支援事業(新規)

- ・看護師養成所卒業生の県内就業率は高く、看護職員の確保に重要であるものの、近年は入学者数が減少傾向
- ・将来の医療提供体制を支える看護職員を確保するため、養成所が実施する学生確保に資する取組を支援

【事業内容】

- ・支援対象：2年以上連續して定員充足率90%未満の民間立看護師養成所を支援
 - ①学生確保につながる環境整備や広報活動を支援（補助率：10／10 補助上限：55,000,000円）
 - ・座学環境、看護実習環境、自主学習環境、学校生活環境などの整備
 - ・SNSを活用した情報発信、オープンキャンパスなど学生確保に向けた広報
 - ②看護師等養成所運営費補助金の上乗せ支援（補助率：10／10 補助上限：24,000,000円）
 - ・教員、外部講師、事務職員に関する人件費。光熱水費、教材費、施設維持管理の委託料、事務経費 など

医療の仕事魅力発信・広報強化事業(新規)

- ・将来の医療提供体制を支える人材を確保するため、県として医療職の魅力を発信するとともに、職業団体が実施する職場環境改善や復職支援など人材確保につながる取組みを支援

【事業内容】

- ・対象職種：歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士など（医師および看護師は除く。）
- ・医療職の魅力や仕事の内容を発信する紹介動画やデジタルパンフレットの作成（県）
- ・県および職業団体の職員が県内高校に出張し、養成所の情報や医療職の魅力・仕事内容を説明（県・団体）
- ・職業団体が実施する魅力発信、離職防止、復職支援などの取組みを支援

補助対象：対象職種の職業団体 補助率：定額 補助上限：200,000円

- 地域ごとに人口構造が急激に変化する中で、将来にわたり地域で必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、以下の基本的な考え方に基づき、制度改正を含め必要な対応に取り組み、**実効性のある総合的な医師偏在対策**を推進する。
- 総合的な医師偏在対策について、医療法に基づく**医療提供体制確保の基本方針**に位置付ける。

※ 医師偏在対策は、新たな地域医療構想、働き方改革、美容医療への対応、オンライン診療の推進等と一体的に取り組む。

【基本的な考え方】

現状
課題

医師偏在は一つの取組では是正
が図られるものではない

若手医師を対象とした医師
養成過程中心の対策

へき地保健医療対策を超えた
取組が必要

基本的な
考え方

医師確保計画に基づく取組を進めつつ、経済的インセンティブ、地域の医療機関の支え合いの仕組み、医師養成過程を通じた取組等を組み合わせた**総合的な対策**を実施

医師の価値観の変化やキャリアパス等を踏まえ、医師の勤務・生活環境、柔軟な働き方等に配慮しながら、中堅・シニア世代を含む**全ての世代の医師**にアプローチする

医師偏在指標だけでなく、可住地面積あたり医師数、アクセス等の地域の実情を踏まえ、支援が必要な地域を明確にした上で、**従来のへき地対策を超えた取組**を実施

「保険あってサービスなし」という地域が生じることなく、将来にわたって国民皆保険が維持されるよう、**国、地方自治体、医療関係者、保険者等の全ての関係者が協働**して医師偏在対策に取り組む

- ・ 医師偏在対策の効果を施行後5年目途に検証し、十分な効果が生じていない場合には、更なる医師偏在対策を検討
- ・ 医師確保計画により3年間のP D C Aサイクルに沿った取組を推進

1. 医師確保計画の実効性の確保

<重点医師偏在対策支援区域>

- 今後も定住人口が見込まれるもの、人口減少より医療機関の減少スピードが速い地域などを「重点医師偏在対策支援区域」に設定した上で 優先的・重点的に対策を進める。
- 重点区域は厚労省の示す候補区域を参考としつつ、都道府県が可住地面積あたりの医師数、アクセス、人口動態等を考慮し、地域医療対策協議会・保険者協議会で協議の上で選定（市区町村単位・地区単位等を含む。）

<医師偏在是正プラン>

- 都道府県が医師確保計画の中で「医師偏在是正プラン」を策定。地域医療対策協議会および保険者協議会において協議の上、重点支援区域、支援対象医療機関、必要な医師数、取組等を定める。
- 医師偏在是正プランは国のガイドラインを踏まえ、緊急的な取組を要する事項から先行して策定。令和8年度に全体を策定する。

2. 地域偏在対策における経済的インセンティブ等

<経済的インセンティブ>

- 令和8年度予算編成過程において、重点区域における次のような支援について検討
 - 診療所の承継・開業・地域定着支援（※令和6年度国補正予算の成立に伴い、緊急的に先行して実施）
 - 派遣医師・従事医師への手当増額
 - 医師の勤務・生活環境改善、派遣元医療機関へ支援
- 医師偏在への配慮を図る観点から、診療報酬の対応を検討

<全国的なマッチング機能の支援、リカレント教育の支援>

- 医師の掘り起こし、マッチング等の全国的な支援、総合的な診療能力を学び直すためのリカレント教育を推進

<都道府県と大学病院等との連携パートナーシップ協定>

- 都道府県と大学病院等で医師派遣・配置、医学部地域枠、寄附講座等に関する連携パートナーシップ協定の締結を推進

医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ 取組み概要 ②

3. 地域の医療機関の支合いの仕組み

<医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の対象医療機関の拡大等>

- ・ 勤務経験を求める対象医療機関に公的医療機関および国立病院機構・地域医療機能推進機構・労働者健康安全機構の病院を追加
- ・ 勤務経験期間を6か月以上から1年以上に延長。施行に当たって柔軟な対応を実施

<外来医師多数区域における新規開業希望者への地域で必要な医療機能の要請等>

- ・ 都道府県から外来医師多数区域の新規開業希望者に対して、開業6か月前に提供予定の医療機能等の届出を求め、協議の場への参加、地域で不足する医療や医師不足地域での医療の提供の要請を可能とする。

- ・ 要請に従わない医療機関への医療審議会での理由等の説明の求めや勧告・公表、保険医療機関の指定期間6年から3年等への短縮

<保険医療機関の管理者要件>

- ・ 保険医療機関に運営管理の責任者として管理者を設ける2年の臨床研修・保険医療機関で3年診療に従事したことを要件とする。

4. 医師養成過程を通じた取組み

<医学部定員・地域枠>

- ・ 医学部臨時定員について、医師の偏在対策に資するよう都道府県の意見を十分に聞きながら、必要な対応を進める。
- ・ 医学部臨時定員の適正化を行う医師多数県において、大学による恒久定員内の地域枠設置などへの支援を行う。
- ・ 今後の医師の需給状況を踏まえつつ、2027年度以降の医学部定員の適正化の検討を速やかに行う。

<臨床研修>

- ・ 広域連携型プログラム（医師少数県等24週以上の研修を実施）の制度化に向け、令和8年度から開始できるよう準備

5. 診療科偏在の是正に向けた取組み

- ・ 必要とされる分野が若手医師から選ばれるための環境づくりなど処遇改善に向けた必要な支援を実施する。
- ・ 外科医師が比較的長時間の労働に従事している等の業務負担への配慮・支援等の観点での手厚い評価について必要な検討を行う。

医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ 今後のスケジュール(予定)

対策等	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
医師確保計画		「第8次医師確保計画(前期)」の取組 「第8次医師確保計画(後期) ガイドライン」の検討・策定 緊急的な取組のガイドライン・プランの先行策定	「第8次医師確保計画(後期) ガイドライン」の検討・策定	「第8次医師確保計画(後期)」の取組
重点医師偏在対策支援区域、 医師偏在是正プラン		医師偏在是正プラン全体 のガイドラインの検討・策定 緊急的な取組(診療所の承 継・開業支援)の先行実施	医師偏在是正プラン全体の検討・策定、順次取組	
経済的インセンティブ			本格的な経済的インセンティブ実施の検討	
全国的なマッチング機能の支援			全国的なマッチング機能の支援	
リカレント教育の支援			リカレント教育の支援	
都道府県と大学病院等との 連携パートナーシップ協定		協定も含めて医師偏在是正 プラン全体のガイドラインの 検討・策定 法令改正 ガイドラインの検討・策定	医師偏在是正プラン全体の検 討の中で協定の協議・締結	協定による取組 改正法令施行
地域の医療機関の支え合い (医師少数区域等での勤務経験を求める管理者 要件、外来医師過多区域での新規開業希望者への 要請等、保険医療機関の管理者要件)				
医学部定員・地域枠		医学部臨時定員・地域枠の対応、2027年度以降の医学部定員の適正化の検討		
臨床研修		各医療機関でプログラム 作成、研修医の募集・採用		プログラム開始
診療科偏在是正対策		必要とされる分野が若手医師から選ばれるための環境づくり等、待遇改善に向けた必要な支援、外科医師が比較的長時間の労働に従事している等の業務負担への配慮・支援等の観点での手厚い評価について必要な検討		

※ 医師偏在対策の効果を施行後5年目途に検証し、十分な効果が生じていない場合には、更なる医師偏在対策を検討